

米国、英国、西ドイツのこのような経済情勢をみてくると、3国三様に国内の安定成長と対外均衡との調和の問題がかなり鋭く表面化し、その解決を迫られていることがわかる。これにフランス、イタリアをはじめ多かれ少なかれインフレ下にある西欧諸国の状況を考え合わせると、欧米経済の先行きはかなり波乱含みとみなければなるまい。

国連貿易開発会議第3回準備委員会は、2月3日からニューヨークで開催されたが、最終日の15日、プレビッシュ同会議事務局長は、きたる3月23日から開催される本会議の基礎的討議資料として「経済開発のための新貿易政策」と題する報告書を発表した。同書は、低開発国の貿易振興経済成長促進のための国際経済環境の整備をねらいとして、新しい総合的な国際貿易政策樹立の必要を説き、既存の政策原理とこれに準拠して設立されている既存機関の不備、欠陥を指摘するとともに、①低開発国産品に対する輸入目標の設定、②商品協定の拡充、③低開発国製品に対する一方的特恵の供与、④交易条件の悪化を対象とする補償融資制度の創設、⑤貿易機構の改革などを提案ないしは示唆したもので、貿易開発会議の性格とその方向づけを示すものとして注目されている。しかしながら、全体としての構想が、先進国側の理解と大幅譲歩を強く要求しているだけに、本会議における意見調整には相当の困難が伴うことが予想され、この会議に臨む先進国側の出方に多大の関心が寄せられている。

## EECのインフレ対策

### —— 激化するインフレと当局の政策態度 ——

昨年半ば以降、フランスをはじめとする欧州諸国ではインフレ圧力の上昇に対処して、金融引締め政策を中心に多様な対策を実施している。なかでもEEC諸国では相互の経済交流が密接なためインフレの波及度も大きいだけに、EEC当局が

各加盟国に対して強い勧告を行なってきたことについてはすでに紹介したとおりである(38年11月号「EECの景気動向」参照)。このほど発表されたEEC経済1963年第4四半期報ではさらに進んで、フランス、イタリア両国のインフレがベネルクス諸国にも完全に波及したとし、各国のインフレ対策が急務であることを警告している。これに先立ちマルジョランEEC副委員長は、1月21日欧州議会において、今やインフレはEEC諸国が一致協力して対処すべき問題となったと述べている。また2月10、11の両日ローマで開かれた6か国の定例蔵相会議でもインフレ問題が真剣に討議され、今後各国がとらねばならない対策についてかなりの合意が成立したといわれている。

### マルジョラン演説と第4四半期報の要旨

両者はほとんど同内容であるが、その概要は以下のとおりである。

#### (概況)

共同体の生産は1963年中総需要の拡大にささえられて前年比5%程度増加したが、64年はこれを上回る6%増に達しよう。GNPは63年中4%増、64年には4.5%増となるものと見込まれる。このように生産は順調ながら、物価、コスト、貿易収支面にはかなり問題が生じてきている。

まず賃金コストは、西ドイツを若干例外としてすべての国で生産性を上回る上昇を続けており、他の生産コストも同様である。

物価のすう勢は憂慮すべき状態にあり、各国で程度の差はあれ自生的な性格を強めてきている。当面安定化の傾向はうかがわれず、フランス、イタリア両国で多少鈍化するとしてもオランダ、ベルギーではさらに上昇を続けるものと思われる。共同体全体として64年中インフレ傾向が続くことを遺憾ながら認めなくてはならない。

貿易収支は大幅に悪化し、63年中の赤字額は全体でおそらく28億ドルに達するとみられる。経済成長とインフレとの二つの要因からこの貿易赤字幅がさらに拡大する懸念がある。もっとも民間資本流入から総合収支は受超となったが、この流入

傾向も年央以降目立って減じており、その悪化は不可避とみられる。

こうした事態が生じた諸原因のうち何よりも大きなものは、生産能力を上回る過度の貨幣的総需要(demande globale monetaire)の増大であって、これは高水準の公共支出にささえられたところが大きい。

#### (対 策)

昨年中の各国のインフレ対策は徹底しなかった。各国の政策が現状のまま推移するとすれば、対内的にも対外的にも均衡が回復するか否かは疑わしい。今や行動が必要である。インフレ対策は経常国際収支が長期間かつ大幅に悪化するのを避ける意味からも望ましい。さもなければ共同体は低開発国援助の面で果たすべき義務に関し深刻な困難に直面することとなる。共同体は少なくとも対外収支に関しては一体の組織(unity)とみなすべきである。

従来EEC委員会は加盟国政府に対して個別に対策を勧告してきたが、今後はインフレ対策に関する一般の勧告(recommandations générales)を提出することを考慮している。その内容は以下のとおりである。

- (1) 公共支出の削減、もしくは現行の抑制措置の強化
- (2) 流動性の過度の増加の抑制
- (3) 賃金の安定化
- (4) 既存生産資源の流動化

ともかく、いかなる対策にせよそれは共同体内で共通で、しかも協調的なものでなくてはならない。こうした協調がとられなければ各加盟国はジレンマに直面するであろう。つまり、一国が何の対策もとらず他国のインフレが自国に波及するがままに放置すれば共同体全体としてインフレが長びくし、これと逆に一国のみがインフレ対策を強行すれば、共同体内部で相互の摩擦が生ずることとなるからである。

要するに、実質経済成長率をたとえ一時的に低下させることとなっても安定政策をとらねばなら

ない。この経済成長の一時的な鈍化がすべての経済、社会層に犠牲をもたらす結果になったとしても、これは決して不健全な事態ではない。というのは、インフレがまん延している時に最も打撃を受けるのは貧しい階層だからである。

今や共同体においてはインフレが長期に亘って継続することを防ぐために、行動をなすべき時がきた。行動のイニシアティブは何よりも各国政府にある。安定した成長(4%程度)の方が、ブームとリセッションの繰返しよりも望ましい。安定をもたらすために一時的に成長が鈍化しても、長期間にわたる適正(optimale)な経済成長の基本的条件となるものは結局は安定の確保ということなのである。

#### (各国の現状と望ましい対策)

フランス——1963年中は不均衡が拡大し大規模な対策がとられた。64年においては成長率を3~4%に落とすことが必要である。それには現在の対策では不十分で、とくに公共支出の削減を実施すべきである。

イタリア——国際収支面に及ぼす影響からみて、インフレ傾向はフランスよりも憂慮すべき事態となっている。これまでの対策はきわめて不十分であり、ちゅうちょなく需要抑制策を精力的にとるべきである。

ベルギー——他のベネルックス諸国同様インフレが表面化したのは最近になってからであるが、1964年にはより悪化しよう。公共支出の増加を制限すべきである。

オランダ——昨年末の所得政策の急激な変化(注、ほとんど全部門の労働者に1964年中10~13%の賃金引上げを認めたことを指す)は重大な危険を伴っており、これが物価に波及するのは不可避である。国内需要、とりわけ公共支出を抑制すべきである。

西ドイツ——インフレならびに貿易収支逆調の唯一の例外ともいえるが、公共支出と経常収支からの刺激いかによっては今後物価が上昇することもありうる。当局は警戒的態度を

とるのが望ましい。

### 6 か 国蔵相会議の模様

このあと、E E C 6 か 国蔵相会議が2月10、11の両日ローマで開かれた。今回の主要議題は各国租税制度の共通化であったが、インフレ対策が緊急課題として組み入れられた。この会議はもともとコンフィデンシアルな性格のもので討議の内容は必ずしも明らかではないが、インフレ対策について以下のような検討が加えられた模様である。

まずマルジョラン副委員長が冒頭上述の趣旨の発言を行ない、事態は精力的かつ緊急の対策を必要としており、検討や分析の時期は去り今や必要なのは行動であると述べた。これに対しほとんどの蔵相は、インフレの抑圧が緊要の政策課題であり、成長率を低下させる危険をおかしても安定対策をとらねばならないという点でE E C委員会の意見に同意を示した。もっとも具体的にとるべき対策の点では若干意見の相違もあり、フランスのジスカールデスタン蔵相は、当面現在以上のインフレ対策を実施することはリセッションの懸念があるので行なわず、現行の対策の効果が現われるのを待つという意向を明らかにした。またイタリアに対しては論議が集中し、なんらかの対策を速やかに打ち出すべく他の加盟諸国から一致した勧告を受けた模様である。これに対しイタリアのロンボ蔵相はイタリア政府は経済成長を一般的に抑制することが必要とは考えないとし、こうした措置は生産資源をすべて使い切った国においては望ましいかもしれないが、イタリアでは不適當であると述べた。さらに、イタリアは昨年から成長を妨げない範囲でさまざまな対策を講じており、その効果ははっきり現われているとの発言も行なった模様である。

### その反響

以上のようなE E C政策当局の態度は、E E C経済の最近の動向に照らし合わせてみれば当然の動きとみられるが、最近の国際情勢が微妙な問題をはらんでいる折だけに、キー・カレンシー国の反響はかなり複雑なものがある。こうした考え方

の代表的見解として、ロンドン・エコノミストの論評を取り上げてみよう。同紙はインフレ対策をめぐる最近のE E Cの動きに対し次のようになり批判的な見解を明らかにしている。

「E E C諸国のインフレ情勢は国によってかなり跛行性が認められる。たとえば西ドイツはイタリアと違ってインフレ圧力はほとんど問題でない。したがってこれを同一に扱うことは正しくなく、また政策も総需要を一律規制することよりも選択的な調整手段がより望ましい。

国際経済の観点からみれば、現段階でE E Cがとるべき経済調整策の方向は次の二つしかない。一つは為替相場の変更であり、もう一つはインフレの程度の少ない国が他国に追随してインフレを進めることである。両者をともにきらう政策当局にとって、この二者択一は大きなジレンマとなる。とくに前者は最後の手段であり、軽々ととりがたいとすれば、後者、すなわち国内インフレの容認以外に手はない。昨年このジレンマに直面したオランダが、公式の平価切上げという方法をとらず、自国経済が隣国の賃金・物価水準にまでインフレートされるのを黙認せざるを得なくなっているのはその好例である。

インフレ対策のみならず、国際収支に関するE E C当局の懸念にはいっそう同意しがたい。E E C全体の金外貨準備は現在180億ドル以上の巨額に達しているにもかかわらず、E E C当局者はわずかの準備の減少も認めがたいと考えているようである。米英両国が国際収支改善に努力している今日、E E Cもまたこうした同じく国際収支の改善を旨とすこととなれば、これほど世界経済にとって危険なことはない。

この英国の反発には、昨年来の同国の経済拡大の一要因である対E E C向け輸出が今後伸び悩みとなる懸念とともに、ポンド防衛の義務をもつキー・カレンシー国としての立場が端的に反映されている。さらに9月下旬米国のジロン財務長官は最近の欧州諸国の金利高傾向を歓迎しないと意

向を表明したが、これも同様の立場に立った見方であろう。

もちろん、EECの安定政策推進の結果その赤字が大幅な増加を続けることとなれば、これが今後国際流動性問題に及ぼす影響も決して無視できないし、この点から米英側の懸念も理解しえないではない。しかし問題を当面にしばってみれば、現実のインフレの脅威下にあるEEC諸国が協調して真剣なインフレ抑制策を進めようとしていることは当然な政策努力であって、そのこと自体なんら非難するべきではない。世界経済の均衡ある発展、ないし国際通貨の安定のための国際協調はもちろん大切な問題である。しかし、各国がまず自国経済の均衡と国際収支の安全を守るという努力が、すべて国際協調の基本前提であることもまた厳然たる事実なのである。

## 転換期に立つスイス金融政策

スイス経済は、1961年以降貿易収支の恒常的赤字と賃金・物価の上昇を続けているが、昨年来とくに景気過熱の傾向が著しい。これを映じて金融面でも、中長期金利が高騰するなど、とみにひっ迫傾向が顕著となっており、その結果外資流入も一段と活発化し、国内経済への攪乱的影響が目立ってきている。

こうした情勢下、政府は景気抑制のための一連の立法措置を講じたが、同時に従来市中金融機関との紳士協定により金融調節を行ってきた中央銀行の政策権限を法制化しようとする動きもでてきた。このように、今や転換期を迎えつつあるスイス経済金融政策については、内外で多大の関心もたれており、また国際金融に及ぼす影響も少なくないと思われる。以下この問題をめぐる背景、景気抑制関係法の内容などをみてみよう。

### 最近の経済情勢の推移

まず、国内経済についてみると、物価・賃金は1960年以降騰勢を続けているが、とくに昨年央以

降急テンポで上昇している。すなわち、卸売物価は、62年中4.5%上昇した後、63年の1～8月期にはかなり安定したが、秋以降再び騰勢に転じている(9～11月に4.0%の上昇)。また、消費者物価についても、昨年初め厳寒による消費停滞からやや従来の騰勢が鈍化したものの、春以降需要回復に伴って急上昇に向かい、結局昨年中4.0%の上昇となった。他方、従来から上昇がみであった賃金も、労働(とくに建築関係労働)需給のひっ迫が度を加えたため、とくに昨年は一昨年に比し6.1%高(第3四半期の対前年同期比)となっている。

かかる国内物価・賃金の騰勢を主因に、ここ数年悪化の一途をたどってきた貿易収支はさらに赤字幅を拡大、昨年は8億ドルと近年にない大幅赤字となった。とくに最近では、近隣EEC諸国の関税同盟化の進捗に伴い、ウエイトの大きい対欧州輸出が伸び悩んでおり、上記対外競争力の低下とあいまって、今後の輸出通見しは一段と悲観的になっている。

### スイスの国際収支

(単位・億ドル)

	1960年	1961年	1962年	1963年※
經常収支	+ 0.9	- 2.1	- 3.3	- 3.9
貿易	- 3.5	- 6.4	- 7.7	- 8.0
輸出	18.5	20.1	21.8	23.7
輸入	21.9	26.5	29.5	31.8
貿易外	+ 4.4	+ 4.3	+ 4.4	+ 4.1
資本収支	+ 1.7	+ 6.4	+ 4.4	+ 5.9
対外準備	+ 2.6	+ 4.3	+ 1.1	+ 2.1

※ 推定

他方、資本収支についてみると、このところ毎年流入超傾向が強まってきている(昨年中5.9億ドルの流入超)。スイスは伝統的に国際資本の逃避国であり、また最近ではイタリアの政治経済の不安、フランスのインフレ傾向などから、欧州諸国からの資本流入がとくに顕著である。こうした資本流入は、もともとスイスのような小国においてはとりわけ過度の負担となりやすく、国内流動性の膨張を通じて経済実体面のインフレ圧力とくに上記のような物価高傾向をあおる度合いが強い。